

2023 年 7 月

お客様 各位

株式会社さくら新電力

低圧の電気料金単価の改定のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、さくら新電力をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当社は、2023 年 8 月検針日から、下記のとおり電気料金単価を改定いたします。

今回の変更は、東北電力の 6 月 1 日からの電気料金単価改定に伴い、燃料費調整における各燃料価格の諸元の見直しを実施したことによる改定となります。

当社では引き続きお客様にお得になるプランのご提案を続けて参ります。

敬具

1. 対象プラン

従量電灯 B、従量電灯 C、

ブランデュー弘前 FC 応援プラン B、ブランデュー弘前 FC 応援プラン C

2. 単価改定内容

別紙 1 をご確認ください。

3. 燃料費調整額

別紙 2 をご確認ください。

4. 料金シミュレーション

別紙 3 をご確認ください。

5. 改定後の料金適用

2023 年 8 月分のご請求から適用となります。詳しくは別紙 4 をご確認ください。

※ 8 月分の検針期間中に契約を終了した場合も、改定後の料金が適用されます。

※詳しくは電力需給約款もご確認ください。

※ホームページでは新旧対照表でもご確認ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社さくら新電力

電話番号：0172-40-4030

別紙 1

対象プラン（電気料金新旧一覧表）

従量電灯B			当社			東北電力			削減額
種別			改定前	改定後	改定額	改定前	改定後	改定額	
基本料金	契約電流	15A	552円35銭	554円40銭	2円05銭	495円00銭	554円40銭	59円40銭	0円00銭
		20A	736円46銭	739円20銭	2円74銭	660円00銭	739円20銭	79円20銭	0円00銭
		30A	1,104円69銭	1,108円80銭	4円11銭	990円00銭	1,108円80銭	118円80銭	0円00銭
		40A	1,472円92銭	1,478円40銭	5円48銭	1,320円00銭	1,478円40銭	158円40銭	0円00銭
		50A	1,841円15銭	1,848円00銭	6円85銭	1,650円00銭	1,848円00銭	198円00銭	0円00銭
		60A	2,209円38銭	2,217円60銭	8円22銭	1,980円00銭	2,217円60銭	237円60銭	0円00銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		18円93銭	29円50銭	10円57銭	18円58銭	29円71銭	11円13銭	0円21銭
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		24円68銭	35円00銭	10円32銭	25円33銭	36円46銭	11円13銭	1円46銭
	300kWhを超える1kWhにつき		27円43銭	37円40銭	9円97銭	29円28銭	40円41銭	11円13銭	3円01銭

従量電灯C			当社			東北電力			削減額
種別			改定前	改定後	改定額	改定前	改定後	改定額	
基本料金	契約容量1kVAにつき		368円23銭	369円60銭	1円37銭	330円00銭	369円60銭	0円00銭	0円00銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		18円93銭	29円50銭	10円57銭	18円58銭	29円71銭	19円14銭	0円21銭
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		24円48銭	35円00銭	10円52銭	25円33銭	36円46銭	25円94銭	1円46銭
	300kWhを超える1kWhにつき		27円28銭	37円40銭	10円12銭	29円28銭	40円41銭	30円29銭	3円01銭

プランデュ-弘前FC応援プランB			当社			東北電力			削減額
種別			改定前	改定後	改定額	改定前	改定後	改定額	
基本料金	契約電流	30A	1,084円69銭	1,108円80銭	24円11銭	990円00銭	1,108円80銭	118円80銭	0円00銭
		40A	1,452円92銭	1,478円40銭	25円48銭	1,320円00銭	1,478円40銭	158円40銭	0円00銭
		50A	1,821円15銭	1,848円00銭	26円85銭	1,650円00銭	1,848円00銭	198円00銭	0円00銭
		60A	2,189円38銭	2,217円60銭	28円22銭	1,980円00銭	2,217円60銭	237円60銭	0円00銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		19円02銭	30円00銭	10円98銭	18円58銭	29円71銭	11円13銭	0円29銭
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		25円77銭	36円00銭	10円23銭	25円33銭	36円46銭	11円13銭	0円46銭
	300kWhを超える1kWhにつき		27円44銭	39円00銭	11円56銭	29円28銭	40円41銭	11円13銭	1円41銭

プランデュ-弘前FC応援プランC			当社			東北電力			削減額
種別			改定前	改定後	改定額	改定前	改定後	改定額	
基本料金	契約容量1kVAにつき		348円23銭	369円60銭	21円37銭	330円00銭	369円60銭	39円60銭	0円00銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		18円93銭	30円00銭	11円07銭	18円58銭	29円71銭	11円13銭	0円29銭
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		24円48銭	36円00銭	11円52銭	25円33銭	36円46銭	11円13銭	0円46銭
	300kWhを超える1kWhにつき		27円44銭	39円00銭	11円56銭	29円28銭	40円41銭	11円13銭	1円41銭

※料金単価表には、消費税相当額を含みます。

別紙 2

燃料費調整 II

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259, \beta = 0.2563, \gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500円を下回る場合

燃料費調整単価 =

$$(83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000)$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500円を上回る場合

燃料費調整単価 =

$$(\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times ((2) \text{の基準価格} \div 1,000)$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間

毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間
毎年12月1日から翌年の3月31日までの期間 (翌年が閏年の場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日前日までの期間

ニ 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、1キロワット時につき19銭7厘といたします。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの
平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- ① 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{ロの離島基準単価} \div 1,000$$

- ② 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \text{ロの離島基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11

	月の検針日前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間
毎年12月1日から翌年の3月31日までの期間 (翌年が閏年の場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日前日までの期間

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整額

① 定額制供給の場合

定額制供給の契約種別に係る実施要綱等に定めるとおりといたします。

② 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(イ) 定額制供給の場合

定額制供給の契約種別に係る実施要綱等に定めるとおりといたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

別紙 3

従量電灯 B (30A の場合)

■現在の電気料金

基本料金	従量料金		
	1 段	2 段	3 段
1,104.69	18.93	24.68	27.43

年月	契約電力	使用量 (kWh)	基本料金	従量料金	燃料費等 調整額	電力料金
2023年8月	30A	300	1,104.69	6,714	1,041	8,860
2023年8月	30A	400	1,104.69	9,457	1,388	11,950
2023年8月	30A	500	1,104.69	12,200	1,735	15,040
2023年8月	30A	600	1,104.69	14,943	2,082	18,130

■改定後の電気料金

基本料金	従量料金		
	1 段	2 段	3 段
1,108.80	29.50	35.00	37.40

年月	契約電力	使用量 (kWh)	基本料金	従量料金	燃料費等 調整額	電力料金
2023年8月	30A	300	1,108.80	9,840	-1,296	9,653
2023年8月	30A	400	1,108.80	13,580	-1,728	12,961
2023年8月	30A	500	1,108.80	17,320	-2,160	16,269
2023年8月	30A	600	1,108.80	21,060	-2,592	19,577

■増加額

年月	契約電力	使用量 (kWh)	基本料金	従量料金	燃料費等 調整額	電力料金
2023年8月	30A	300	4.11	3,126	-2,337	793
2023年8月	30A	400	4.11	4,123	-3,116	1,011
2023年8月	30A	500	4.11	5,120	-3,895	1,229
2023年8月	30A	600	4.11	6,117	-4,674	1,447

従量電灯 C (8kVA の場合)

■現在の電気料金

基本料金 単価	従量料金		
	1 段	2 段	3 段
368.23	18.93	24.48	27.28

年月	契約電力	使用量 (kWh)	基本料金	従量料金	燃料費等 調整額	電力料金
2023年8月	8kVA	300	2,945.84	6,678	1,041	10,665
2023年8月	8kVA	400	2,945.84	9,406	1,388	13,740
2023年8月	8kVA	500	2,945.84	12,134	1,735	16,815
2023年8月	8kVA	600	2,945.84	14,862	2,082	19,890

■改定後の電気料金

基本料金 単価	従量料金		
	1 段	2 段	3 段
369.60	29.50	35.00	37.40

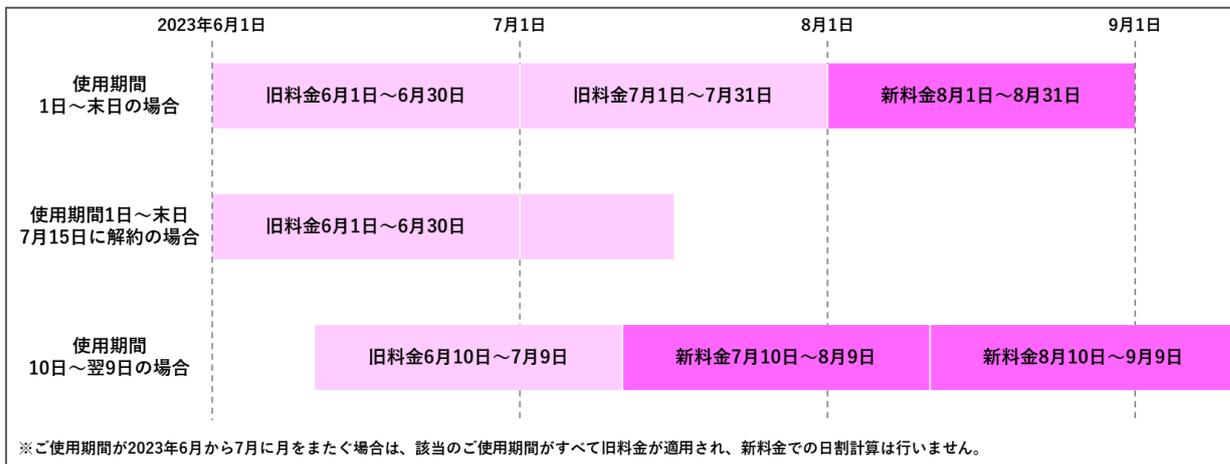
年月	契約電力	使用量 (kWh)	基本料金	従量料金	燃料費等 調整額	電力料金
2023年8月	8kVA	300	2,956.80	9,840	-1,296	11,501
2023年8月	8kVA	400	2,956.80	13,580	-1,728	14,809
2023年8月	8kVA	500	2,956.80	17,320	-2,160	18,117
2023年8月	8kVA	600	2,956.80	21,060	-2,592	21,425

■増加額

年月	契約電力	使用量 (kWh)	基本料金	従量料金	燃料費等 調整額	電力料金
2023年8月	8kVA	300	10.96	3,162	-2,337	836
2023年8月	8kVA	400	10.96	4,174	-3,116	1,069
2023年8月	8kVA	500	10.96	5,186	-3,895	1,302
2023年8月	8kVA	600	10.96	6,198	-4,674	1,535

別紙 4

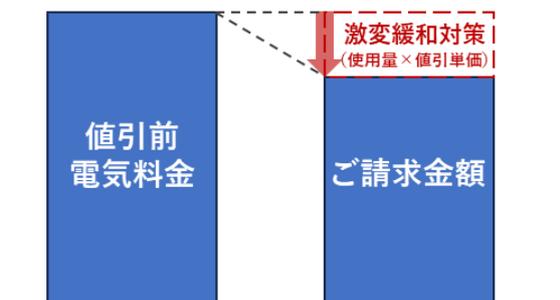
適用時期について



「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金の負担軽減措置

2023年2月ご請求分より適用している「電気・ガス価格激変緩和事業」は引き続き継続いたします。
本事業は、国が指定する値引単価によりお客様の使用量に応じた電気・ガス料金の値引を行った事業者に対してその値引き原資を支援するものです。

【ご請求イメージ】



【値引単価・適用期間】

	ご請求月	値引単価
電気	2023年2月～9月分	7円/kWh
	2023年10月分	3.5円/kWh

【ご請求金額の計算式】

